

議 事 日 程

平成 19 年 3 月 27 日 午前 10 時開議

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		施政方針の表明
日程第 4		施政方針に対する質疑
日程第 5	認 第 2 号	専決処分について
日程第 6	議案第 2 号	一関地区広域行政組合個人情報保護条例の制定について
日程第 7	議案第 3 号	一関地区広域行政組合情報公開条例の制定について
日程第 8	議案第 4 号	一関地区広域行政組合個人情報保護・情報公開審査会条例の制定について
日程第 9	議案第 5 号	一関地区広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 6 号	一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 7 号	平成 19 年度一関地区広域行政組合一般会計予算
日程第 12	議案第 8 号	平成 19 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算
日程第 13	議案第 9 号	平成 18 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 14	議案第 10 号	平成 18 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
認 第 2号	専決処分について	3月27日	承 認
議案第 2号	一関地区広域行政組合個人情報保護条例の制定について	3月27日	原案可決
議案第 3号	一関地区広域行政組合情報公開条例の制定について	3月27日	原案可決
議案第 4号	一関地区広域行政組合個人情報保護・情報公開審査会条例の制定について	3月27日	原案可決
議案第 5号	一関地区広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	3月27日	原案可決
議案第 6号	一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月27日	原案可決
議案第 7号	平成19年度一関地区広域行政組合一般会計予算	3月27日	原案可決
議案第 8号	平成19年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算	3月27日	原案可決
議案第 9号	平成18年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)	3月27日	原案可決
議案第 10号	平成18年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第2号)	3月27日	原案可決

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成 19 年 3 月 27 日 午前 10 時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成 19 年 3 月 20 日
告示番号 第 4 号
招集日時 平成 19 年 3 月 27 日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（17 名）

1 番	石川 章 君	2 番	神崎 浩之 君	3 番	高田 一郎 君
4 番	海野 正之 君	5 番	尾形 善美 君	6 番	佐藤 隆治 君
7 番	高橋 幸喜 君	8 番	牧野 茂太郎 君	9 番	佐々木 清志 君
10 番	阿部 孝志 君	11 番	鈴木 英一 君	12 番	小野 稲男 君
13 番	伊東 秀藏 君	14 番	藤野 壽男 君	16 番	木村 實 君
17 番	岩 渕 一 司 君	18 番	菅 原 啓 祐 君		

欠席議員（1 名）

15 番 小野寺 藤雄 君

職務のため出席した職員

議会事務局長 千 條 幸 男 議会事務局長補佐 佐 藤 甲子夫

説明のため出席した者

管理者	浅井 東兵衛 君	副管理者	高橋 一男 君
副管理者	畠山 博 君	副管理者	坂本 紀夫 君
収入役	佐藤 正勝 君	事務局長	阿部 睦 君
介護保険担当参事	岩井 憲一 君	環境衛生担当参事	藤野 正孝 君
事務局次長	菅原 壯 君	介護福祉主幹	稲葉 幸子 君
介護福祉主幹	熊谷 正明 君	環境衛生主幹	山田 一 君
環境衛生主幹	須藤 久輝 君	環境衛生課長	富永 精二 君
監査委員	小野寺 興輝 君	監査委員事務局長	大内 知博 君

会議に付した事件 議事日程に同じ

第4回一関地区広域行政組合議会定例会

平成19年3月27日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議 長（菅原啓祐君） ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年3月20日告示第4号をもって招集の、第4回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議 長（菅原啓祐君） この際、諸般のご報告を申し上げます。

受理した案件は、管理者提案10件、質疑通告書2件であります。

神崎浩之君から、施政方針に対する質疑の通告があり、管理者に回付いたしました。

議 長（菅原啓祐君） 次に、小野寺監査委員ほか1名から提出の監査報告書4件を受理いたしました。印刷物によりお手元に配付しておりますので、これによりご了承を願います。

議 長（菅原啓祐君） 次に、管理者から平成19年度当初予算提案に当たり、平成19年度施政方針につき、所信表明方の申し出がありました。

議 長（菅原啓祐君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議 長（菅原啓祐君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、ご了承を願います。

議 長（菅原啓祐君） 次に、管理者から副管理者の紹介の申し出がありますので、この際、これを許します。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 人事のご紹介を申し上げます。

副管理者でありました藤沢町長の佐藤守氏が昨年12月19日に退任されました。このことに伴い実施されました藤沢町長選挙において当選し、1月28日に町長就任と同時に、当組合の副管理者に就任いたしましたのでご紹介を申し上げます。

それでは、副管理者、藤沢町長の畠山博氏であります。

副管理者（畠山博君） ただいま管理者よりご紹介をいただきました副管理者の、藤沢町長の畠山博でございます。どうかよろしくお願いをいたします。

管理者（浅井東兵衛君） 以上であります。

議 長（菅原啓祐君） 以上で副管理者の紹介を終わります。

議 長（菅原啓祐君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議 長（菅原啓祐君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第74条の規定により、議長において、

4番 海 野 正 之 君

12番 小 野 稲 男 君

を指名いたします。

議 長（菅原啓祐君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅原啓祐君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

議長(菅原啓祐君) 日程第3、施政方針の表明について、先刻ご報告のとおり管理者から平成19年度施政方針について所信表明方の申し出がありましたので、この際、これを許します。

浅井管理者。

管理者(浅井東兵衛君) 第4回組合議会定例会の開会に当たり、平成19年度の施政の方針を申し上げます。

平成18年度に一関地区広域行政組合を設立し、順調に組合運営をスタートできましたことは、議員各位、そして住民の皆様方の温かいご支援とご協力によるものと、まずもってここに深く感謝申し上げる次第であります。

統合した組合も、本年度は、早2年目を迎えます。

一部事務組合は、効率的かつ効果的な行政執行が最も重要であり、共同して事務を推進することにより、行政コストを削減しなければならないものと考えております。

そのためには、集中管理と改革を行うとともに、一方では、きめ細やかなサービスの提供を行うため、構成市、町との連携を図りながら事務を執行し、組合の運営にあたりましては、絶えず開かれた行政に意を配しながら、住民福祉の向上を最大の責務とし、以下の施策を遂行してまいります。

まず、はじめに「衛生関係事務」について申し上げます。

ごみ処理における一連の事務の効率化を図るため、管内におけるごみの分別方法の整合を引き続き進めるほか、管理運営委託のあり方についても検討してまいります。

大東清掃センター小規模ストックヤードの整備に伴い、平成21年度には東磐地区における容器包装プラスチックの回収体制が整うことから、管内のごみの出し方や指定袋の統一に向け、具体的な検討に着手してまいります。

家庭系廃棄物の排出方法を見直すにあたっては、新たに「廃棄物処理懇話会」を設置し、さまざまな立場からご意見を伺ってまいります。

平成18年度には、ごみ処理手数料を統一いたしました但、本年度は、し尿汲取料金について、限度額を管内で統一いたします。また、許可事業者に対しましては、サービス向上のため、休業日における受付体制の整備なども働きかけてまいります。

ごみ処理広域化については、処理のあり方を広域的に検討する「県南地区ごみ処理広域化検討協議会」の中で、実情と照らし合わせながら、その方向性を引き続き検討してまいります。

各施設の管理運営につきましては、国が定める排出ガス、水質基準等を遵守し、ごみの安定処理と施設の適正な維持管理に努め、地域の環境保全を確保してまいります。

大東清掃センターの旧ごみ焼却施設等の解体にあたっては、環境影響調査の結果を公表しながら進めてまいります。

最終処分場につきましては、3カ所の処分場を有効に活用し、埋立期間の延伸に努めてまいります。

粗大ごみ収集事業については、公衆衛生組合連合会等と協議しながら、全地域での実施に向け、検討してまいります。

ごみの減量化につきましては、環境学習指導員の配置、リサイクルプラザを拠点とした環境体験学習の開催、廃棄物再生品の販売の実施など、構成市、町と連携し、廃棄物の再利用、再生利用、資源化に努めてまいります。

火葬場にありましては、千厩斎苑を釣山斎苑と同一の管理方法に見直し、両斎苑の管理運営の一体化を進めてまいります。

次に、「介護保険事業」について申し上げます。

両磐地区では、急速に高齢化が進んでおり、65歳以上の高齢者人口の割合は、28.5%となっております。

特にも、介護の可能性が高くなる75歳以上の、後期高齢者の割合が増加しており、介護保険制度の充実が、今後においても重要な行政課題であります。

平成17年度に策定した「第3期介護保険事業計画」に基づき、予防重視型システムへの転換、負担と給付のバランスを考慮した持続的な介護保険事業の運営に努めてまいります。

高齢者が住み慣れた自宅や地域で、自立しながら生活したいという要望に応えるため、小規模多機能型居宅介護施設の指定を進めるとともに、適正なサービスの確保と充実を図るため、地域密着型サービス提供事業所の育成に努めてまいります。

介護予防事業にありましては、早期に虚弱高齢者等の実態を把握し、地域で自立して生活できるような適切なプランを提示しながら、介護状態への移行を予防してまいります。

孤立や引きこもり、虐待の防止、権利擁護など、高齢者を取り巻く様々な問題や介護する家族等につきましては、地域包括支援センターを中心に、在宅介護支援センター、構成市、町と連携を図りながら、包括的に支援してまいります。

以上、施策の主なものを申し上げますが、事務の執行にあたりましては、個人情報保護、情報公開制度の見直しや、契約事務の適正化も進めてまいります。

また、職員配置にあっては、構成市、町との人事交流を積極的に行うほか、それぞれの市、町の職員を組合職員に併任し、組織体制に意を配してまいります。

住民の日常生活の結びつきが強く、生活圏、文化圏、経済圏を共有する一関市、平泉町及び藤沢町の行政サービスの一部を預かる者として、その重責を強く身を感じているところであります。

厳しさを増す財政環境下でありながらも、多くの住民のご期待に応え、その任を果たすべく、施政の公正かつ効率的な運営と、地域の発展のために、全力を傾注してまいります。

組合議会議員各位並びに住民の皆様のご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。

議長（菅原啓祐君） 日程第4、施政方針に対する質疑について、これより発言を許します。

第1回目の質疑、答弁とも登壇の上発言願います。また、質問は通告に沿った内容であるとともに回数は3回以内、持ち時間は30分以内といたしますので、質問、答弁に当たりましては特に意を配され、簡潔明瞭をお願いいたします。

神崎浩之君の質疑を許します。

2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） おはようございます。

市役所の前に居を構え、この山目地区からの選出、神崎浩之です。

広域行政組合議会において施政方針に対する質疑に参加でき、先輩議員に感謝申し上げ、質問に入ります。

「両磐は一つ」の理念のもと、浅井市長は9市町村の合併を進めてまいりましたが、さまざまな作用が働き、とんざし、1市2町という形になりました。西磐井、東磐井、そして両磐というくくりが変則的な形になり、さまざま弊害が起こっておりますが、昨年4月から、まずかねてから広域行政でやってきました消防、衛生、介護が一体的に行われることになり、希望がかない安堵しております。

特に介護保険は、昨年4月、平成12年の介護保険法のスタートから一番の大幅な制度改正となり、それへの対応と広域行政組合の創設と重なり、職員は大変ご苦労なされたとお察しする次第であります。今もまだ落ち着かない状態と感じてはおりますが、そこで、一緒に事業することになったのは大変よいことではあります、その弊害、危惧するところを質問をさせていただきます。

まず初めに総論部分、一部事務組合は効率的かつ効果的な行政執行が最も重要であり、共同して事務を推進することにより、またそのためには、集中管理と改革を行うとともに、一方ではきめ細やかなサービスの提供を行うため、構成市町との連携を図りながら事務を執行し、組合の運営にあたる浅井管理者はお話いたしました。

そこで、まず、広域行政組合本部と構成市町、それから各支所、各施設との連携はとれているのか、また、機関、窓口によって、住民や事業者に統一された対応がなされているのかお聞きをいたします。

続きまして、介護保険事業から3点質問をいたします。

施政方針では3ページになりますが、両磐地区では急速に高齢化が進んでおり、65歳以上の高齢者人口の割合は28.5%、特に介護の可能性が高くなる75歳以上の後期高齢者の割合が増加しており、今後、介護保険制度の充実が重要な行政課題、それから高齢者が住み慣れた自宅や地域で、自立しながら生活をしたいという要望にこたえるため、適正なサービスの確保と充実を図ると浅井管理者はお話いたしました。

そこで、施設入所者がなかなか施設に入所できない状況にありますが、この介護地獄で苦しんでいる住民、認知症、それから老老介護で苦しんでいる住民への対応について、今後どうしていくのかお尋ねをいたします。

続きまして、介護予防事業であります、介護予防事業にありましては早期に虚弱高齢者等の実態を把握し、地域で自立して生活できるよう適切なプランを提示しながら、介護状態への移行を予防してまいりますということですが、その介護予防事業の展開の内容とその効果についてお聞きいたします。

最後に、孤立や引きこもり、虐待の防止、権利擁護など、高齢者を取り巻くさまざまな問題や介護に対する家族等について、地域包括支援センターを中心に支援してまいるといってございまして、この孤立や引きこもり、虐待、権利擁護等の状況とそれへの対応についてお尋ねをいたします。

以上、4点についてこの場からの質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） 神崎浩之君の質疑に対する答弁を求めます。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） ただいまの神崎浩之議員のご質問についてお答えをいたします。

まず、組合、構成市町、各支所、各施設との連携と窓口における統一した介護保険への対応についてであります、組合といたしましては、改正された介護保険制度の内容や地域支援事業の推進のために、積極的に連携を図ってきたところであります。平成19年度にありましても、さらなる共通認識を図り、保険者としてそごのない事務に努めるよう徹底をしてまいります。

次に、施設待機者への対応についてであります、計画的整備により待機の緩和を図ってまいります。また、介護予防事業については、事業の継続的な実施を図るとともに、地域特性を生かした事業の拡大に努めてまいります。

なお、その他、具体につきましては事務局長から答弁をいたさせますので、ご了承願います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、まず、組合、構成市町、各支所、各施設との連携についてございま

すが、組合といたしましては、改正介護保険制度の周知や地域支援事業の推進のため、構成市町の介護保険担当課長、担当者、また保健センター所長、介護予防担当者等と会議を持ち、制度の共通理解を深め、一体となった事業の展開を図ってきたところでございますが、介護保険法の改正内容が大きかったこともあり、制度の共通理解が十分に図られなかった面も見られたところでございます。

平成 19 年度におきましては、構成市町、保健センター、保健担当、包括支援センター、在宅介護支援センター、介護保険課を含め、組合と構成市町が一貫した制度の推進が図られるよう努めてまいります。また、組合施設における住民や事業者への対応につきましては、定期的に課長会議を開催し、調整を図ってきたところでございますが、平成 19 年度においてもさらに緊密な連携を図り、統一した対応に努めてまいります。

次に、施設入所希望者がなかなか入所できない状況についてであります。介護保険特別会計に占める国交付金の割合は約 23% となっており、国では介護保険施設の設置について抑制的でございます。

また、一方におきましては、介護保険施設を設置することにより給付費は確実に増加しますので、1 号被保険者の負担も増加することになり、実効性のある制度運営を行わなければならないと考えておるところでございます。そのため、第 3 期介護保険事業計画では、地域密着型小規模多機能居宅介護 5 施設、認知症対応型共同生活介護施設 1 施設の指定を計画しており、これにつきましては平成 18 年度中に、一関地域と千厩地域に小規模多機能型居宅介護支援施設をそれぞれ 1 施設、認知症対応型共同生活介護施設につきましては、室根地域において 1 施設を指定したところとなっております。

また、老人福祉施設は県の指定となっておりますが、平成 19 年度に大東地域に 20 床が整備される計画となっており、合わせますと 158 人の介護の支援を行うことができることとなっております。今後、待機者の解消が少しでも早く図られるよう、施設設置の支援につきましては、希望する事業者からの相談に積極的に対応してまいります。

次に、介護予防事業の展開内容とその効果についてであります。介護予防事業は従来、老人保健事業及び地域支え合い事業として行われておったものでございますが、平成 18 年度から 1 号被保険者の介護保険料が投入され、保険者が行う保健福祉事業とされたものでございます。その内容は、要介護認定を受けないように、自立支援を最終的な目標とされ、参加者が立てた目標を段階を踏みながら達成できるよう組み立てられたものでございます。

介護予防事業は 3 月末まで継続いたしてございまして、参加者数や実施回数、効果などの把握はこれからとなりますが、参加者から、足腰の痛みが緩和された、長い時間歩けるようになったなどの声が寄せられているところでございまして、事業の効果が少しずつ表れてきておるところでございます。

平成 19 年度におきましては、平成 18 年度事業を基本に組み立てられますが、介護予防の効果を持続するように継続的に実施することといたしておるところでございます。また、特定高齢者の決定の基準が平成 19 年 4 月から変更になり、特定高齢者数の増加が予想されるところでございますが、現在、平成 19 年度の介護予防事業の詳細な内容を調整中とございまして、今後、構成市町と協議し、計画しなければならぬと考えておるところでございます。

孤立や引きこもり、虐待、権利擁護等の状況とそれへの対応につきましては、介護支援センターで対応しておるところでございますが、これまで虐待相談 19 件、権利擁護 6 件を受付いたしたところでございます。具体には、家庭内の暴力や成年後見制度への相談等となっております。この場合、構成市町から包括支援センターに連絡があるわけでありまして、構成市町の職員とともに相談に対応しているところであります。内容によりましては、必要なサービスにつなぐということもありますし、また必要であれば短期入所も検討することとなります。このような例にありましては、

なかなか表に出にくいこともありますので、構成市町と連携し、機会をとらえて高齢者の権利擁護に努めてまいりたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） まず一つ目の構成市町との連携であります。これは衛生を含めると非常に多くの支所、直接の行政の窓口以外にも施設がありますので、どうぞその点については連携をとってやっていただきたいと思います。実際、事務局長もお話したとおり、介護保険については大幅な制度改革がありましたので、バラバラな点もあったということですが、平成19年度はしっかりやっていただきたいなと思います。

それで、地域包括支援センターに絡んでなんですが、私は当初から地域包括支援センターは九つ必要だと思っておりました。二つからスタートしたわけなんですが、本当は、去年は一つからスタートして、そして二つに分かれていって、九つに設置すればよかったなと今思っておるわけなんですが、その点についてコメントをいただきたいなと思います。平成19年度は二つでスタートするのか、それとも九つと、将来9市町村ごとに1カ所ぐらいの構想はあるのかどうか、まず一つ目の質問で再質問させていただきます。

次に、二つ目の施設入所でございますが、国の方が施設入所に対しては抑制的だという話があったわけなんですが、実際、老老介護で介護地獄で苦しんでいる方が多くて、私の方にも先週から、またかなり重症な相談が来ているんですが、65歳の老夫婦なんですけれども、子供は今なくて、認知症で運動能力は結構あって、徘徊で朝5時から介護人が起こされて一緒について歩いていると。本人もなかなか寝ないので、もう本当にげっそり痩せて、どうにかしてほしいと泣きながら電話が来ているんですけれども、施設入所希望者でも家族がいればとか、それから認知症がなければ何とか在宅介護、それから小規模多機能等でも対応できると思うんですが、認知症のお年寄り、特に徘徊ですね、そういう症状なされる方については、これは優先的に、おっしゃったようなグループホームとか施設に入所させるべきだと思っておりますが、この点について、入所の調整というか、限りあるベッドでございますので、本当に、認知症のお年寄りを抱えて家族がもう危機的状況にある方について、個別にどう対応していくのか、その点についてももう一度お話しいただきたいと思います。こういう方でどこに相談すればいいのか、市町村の窓口なのか、それとも地域包括支援センターなのかなんですが、本当に助けてくださいと泣きながら、悲鳴を出してきているんですね。こういう方について、どこで対応して、そして入所の調整等組合の方でやっていただきたいと思いますが、この点についてお話をいただきたいと思います。

続きまして、介護予防事業であります。これについては要支援者とそれから地域支援事業でやっているわけなんですが、やはり予想どおり、特定高齢者が少ないのではないかと考えていたらやっぱり少なかったということで、その対象者の選定が非常に危惧されたところでありますが、実際、介護から要支援者に変更されて苦情とか、それからサービスの不具合について苦情はあったと思いますけれども、いかがでしょうか。効果としてもう少し詳しい話を聞きたかったんですが、長く歩けるようになったとか、そういう感覚的な検証に終わっているところで非常に残念なんですが、もう少し、例えば介護予防事業を取り入れたことによって、こういう効果が上がったというふうなことがあればお話しいただきたいと思います。

それから、それに絡んで介護予防プランの作成というのは非常に重要だと思うんですね。対象者が決まって、それに対してどういう対応するかというのは介護予防プランの作成の能力に大きくかわってくると思うんですが、これらについて、介護プランの作成の能力というのはどういうものなのか、

研修を受けているのか、それから介護予防プランのつくったものに対する検証はどうしているのか、それからプランのあとの介護予防サービスは適切に行われているのか、この辺について聞きたいと思います。介護予防というのは非常に重要だと思っていますが、その理念のとおり実際に、介護予防というのが行われているのか非常に心配でありますのでお願いしたいと思います。

最後に、引きこもり、虐待、権利擁護の地域包括支援センターですが、この地域包括支援センターは今回の法改正の目玉で鳴り物入りで行われておりましたけれども、どうも介護予防プランづくりに追われていまして、本来新たな目玉であります虐待、権利擁護について、なかなか行われていないような危惧されるところがありますが、この点についてももう一度お伺いをいたします。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） まず、包括支援センターの数の問題のご質問があったわけですが、包括支援センターが設置されて1年が経過をいたしてございます。本来的人数的な設置といたしますと、数は二つよりもかなり多い格好で設置しなければならなかったわけですが、いずれ人数的なものもございまして、人事的な職員等によります対応も考慮しながら、その業務に当たってきたところでございます。いずれ、この1年を経過した状況を踏まえながら、来年につきましては、さらなる職員等の増員等、また臨時職員等の配置等については検討しなければならないということで考えておるところでございます。

二つ目の入所者の徘徊に対するグループホーム、それらの対応についてのお話でございますが、計画はいろいろの設置数を定めてございます。その設置する場合の基準といたしますと、職員の数の問題とかいろいろな問題がございまして、なかなか参入される事業者が少ないという状況にございます。壇上で先ほど申し上げましたが、いずれ介護支援施設にありましては2施設、そのほかの20床の部分、室根に1施設というような格好で、ある程度計画に沿った形では来ておりますが、まだまだ不足はしていると認識いたしてございますので、機会をとらえまして事業者の参入に努めてまいりたいと思っております。

3点目の予防の苦情関係につきましては、ちょっと具体につきましては資料をそろえまして、後ほどご回答を申し上げたいと思います。

4点目のプラン作成でございますが、これにつきましては、それぞれ包括支援センターの職員を抱えてございます。初年度でございましたので、いろいろな制度改正、また事務の進め方等につきましては、いろいろあるわけございまして、県で主催いたします研修会等に積極的に参加させまして、事業内容の把握に努めておったところでございます。いずれ、それらの研修の成果を生かしまして、今後の包括プラン作成の事業に展開をさせていただきたいと思っております。

一番最後となりましたが、相談の窓口関係の統一というようにお話とお伺いしたところでございます。いずれ、構成市町を含めまして、210数名ほどの併任職員をかけまして介護事務に当たってきておるところでございますが、なかなかその周知が、先ほど壇上で申し上げましたとおり、なかなか制度の浸透までいかなかったところでございますので、さらに平成19年度にありましては担当者会議等、また事業者等の会議を数回、またかなりの回数を重ねまして、統一した介護事業の展開を図ってまいりたいと思っております。

議長（菅原啓祐君） 2番、神崎浩之君。

2番（神崎浩之君） 介護から要支援者に対する苦情について、あとからお答えするということでしたが、時間もありませんので、3月まで実数をとらえていただきながら、あとから、この議会ではなくていいですので、お知らせいただきたいと思います。

一つだけ最後に伺っておきますが、2番目の質問で施設入所者、希望者がなかなか入れないということへの対応でございますが、事業者が参入しないということではなくて、限られた介護保険施設、限られたグループホームなわけですね。それに対して、最も緊急で入所しなければならない方でも実際入れない方というのがいらっしゃるんですよ。それらについて、保険者としてうまく調整方法をとっていただいて救ってあげていただきたいという意図の質問なんですね。お話したとおり、認知症がなくて寝たきりだとか、そういう方については何とか対応できるんですけども、徘徊、昼夜逆転、火の不始末、そういう方は本当にやっぱり家庭が崩壊いたしますので、介護保険が始まる前は、老人ホームに入りたいという場合は市町村の窓口で入所の決定をして、こういう方がいる、でもこういう方が優先して入るべきだという入所判定会議で行ってございましたけれども、介護保険が始まりまして各施設で優先順位をつけるということになります。そうすると順番だとか、その順番を越えると、何かコネがあってあの人最初に入ったのかみたいなこともあって、なかなか調整しづらいこともありますので、ぜひ保険者として各入所施設の方々とは連絡をとって、こういう方については最優先で入所できるようにお願いしたいみたいな、調整業務も保険者にお願いしたいと思います。

それで、介護事故というか事件がまた起こらないように、すごい悲鳴で電話かけてきますので、二度と介護事故、事件が起こらないように対応していただきたいと思いますが、その入所の調整とか各施設との情報交換について、やはりしていただきたいと思いますが、その点についてだけお聞きして質問を終わらせていただきます。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 緊急入所者の対応というお話でございます。いずれ、各施設の担当、また所長さん方との会議を年に数回開催してございますので、その際に、今お話しいただいた件につきましてもお話を申し上げまして、各事業所では対応方法等それぞれ協議しながら、緊急対応に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（菅原啓祐君） 神崎浩之君の質疑を終わります。

以上で施政方針に対する質疑を終わります。

ご報告を申し上げます。

小野寺藤雄君から本日の会議に欠席の旨届け出がありました。

議長（菅原啓祐君） 日程第5、認第2号、専決処分についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 認第2号、専決処分について提案理由を申し上げます。

本案は、平成19年2月1日に設置された岩手県後期高齢者医療広域連合が、岩手県市町村総合事務組合に加入することに伴い、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更等の協議に関し、専決処分したものであります。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

認第2号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。

よって、認第2号は、承認することに決定いたしました。

議長(菅原啓祐君) 日程第6、議案第2号から日程第8、議案第4号まで、以上3件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者(坂本紀夫君) 議案第2号、一関地区広域行政組合個人情報保護条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、組合の保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、その開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図ろうとするものであります。

議案第3号、一関地区広域行政組合情報公開条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、公正で開かれた行政を推進するため、組合の保有する情報の開示について、必要な事項を定め、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の一層の公開を図ろうとするものであります。

議案第4号、一関地区広域行政組合個人情報保護・情報公開審査会条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、一関地区広域行政組合個人情報保護条例及び一関地区広域行政組合情報公開条例に基づく不服申し立てについて、調査、審議するため、個人情報保護・情報公開審査会を設置しようとするものであります。

以上、3件につきましては、事務局長から補足説明いたさせます。

議長(菅原啓祐君) 阿部事務局長。

事務局長(阿部睦君) それでは、議案第2号、個人情報保護条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

当組合におきましては、統合、発足時に一関地区広域行政組合電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例を制定いたしまして、一関市の例により、電子計算機で処理する個人情報の取り扱いを行ってまいったところでございます。準用しておりました一関市の条例が昨年12月に廃止され、新たに個人情報保護条例が制定されたことから、組合といたしましても本条例を定めようとするものでございます。

条例の主な条項につきましてご説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、目的を定めたものでございまして、実施機関の個人情報の適切な取り扱いの確保と、個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにしております。

第2条は、この条例の用語について定義づけをいたしたものでございます。

2ページでございますが、第1号は保護の対象となる個人情報の範囲を定めたものでありまして、通常個人を識別する際に用いられる、氏名、住所、生年月日等の基本的事項はもとより、思想、信条、成績、財産等、他の情報との照合を含め個人を識別できるあらゆる情報とし、死亡者の情報も含むものとしております。

第2号にありましては個人情報保護制度を実施する機関を定めたものでございまして、組合のすべての機関といたしてございます。

第3号は個人情報保護制度を実施する機関の職員について定めたものであり、実施機関の職員としては、一般職か特別職かを問わず、常勤職員はもちろんのこと、非常勤職員、臨時職員も含まれておるものでございます。

第4号は対象となる公文書の範囲を定めたものでありまして、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画及び電磁的記録等で、職員が組織的に用いるものとして保有しているものとしております。

第4条は個人情報取扱事務の登録について定めたものでございまして、実施機関が保有する情報の存在の内容につきまして、また、一定の事項を記載した目録を作成し、閲覧に供することといたしてございます。

3ページの第5条は個人情報の収集の制限について定めたものであり、実施機関が個人情報を収集する場合には、その目的を明らかにし、目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段によることを基本原則として、本人から直接収集することといたしてございます。なお、第2項では、本人収集の原則に対しまして例外となる場合について、1号から9号で定めたものとなっております。

次に4ページになりますが、第6条は個人情報の利用及び提供の制限について定めたものでございまして、個人情報を取り扱う目的以外の利用提供は、原則として禁止をいたしてしております。なお、この例外となる場合につきましては、1号から7号に定めたものとなっております。また、第2項は、実施機関以外のものについて個人情報を提供する場合は、適切な取り扱いの確保のため、必要があると認めた場合にありましては、利用目的や方法の制限を付することを義務づけいたしてしております。

5ページになりますが、第7条は、実施機関以外のものの電子計算機、その他の情報機器との電気通信回線の結合による個人情報の提供を原則禁止しようとするものでございます。

第10条は、個人情報を取り扱う事務を委託する場合や指定管理者に行わせる場合の実施機関、委託を受けた者及び指定管理者等、それぞれが行うべき措置等について定めております。

6ページでございしますが、第11条は個人情報の開示を請求できる者を定めたものでありまして、何人も自己に関する個人情報の開示を請求できる旨を定めております。また、死亡者に関する情報につきましては、遺族が請求することができるとしており、いずれの場合も本人、または遺族の代理人の請求も認めておるところでございます。

第13条は個人情報の開示義務について定めたものでありまして、本人もしくは遺族、またはその代理人から開示請求があった場合にありましては、不開示情報を除き開示することを義務づけいたしてございます。なお、不開示情報は第1号から第8号に定めております。

それでは9ページとなります。

第15条にありましては、不開示情報にあっても個人の権利利益を保護するために、特に必要がある場合につきましては、裁量的な開示ができる旨を定めておるものでございます。

第16条は、開示請求に係る個人情報の存否を明らかにすることによりまして、保護すべき権利利益が害されるおそれがある場合には、開示請求を拒むことができる旨を定めてございます。

第18条にありましては、開示決定等の期限を原則15日以内と定めております。

10ページでございしますが、第21条になります。これにありましては、開示決定等をするに当たって第三者の情報が含まれている場合には、当該第三者の意見聴取について定めたものとなっております。

ます。

11 ページでございますが、第 23 条は他の制度との調整等について定めておりました、他の法令等で閲覧等ができる旨を定めている場合にありましては、この条例ではなく、その法令等が優先され、その規定に基づき開示を受けることを定めておるものでございます。

12 ページの方になりますが、第 25 条は、公文書の写しの交付を受けようとする者は、その費用の負担をしなければならない旨を定めてございます。

第 26 条にありましては自己に関する個人情報の訂正を請求する権利について定めたものでありまして、事実と誤りがある場合には訂正を請求できる旨を定めておるものでございます。

第 27 条から、13 ページにわたりますが、第 32 条にありましては、訂正請求する場合の手続き、実施機関の義務及び措置、または期限等について定めたものでありまして、提出書面の内容及び期限等、一部を除き開示請求の場合とほぼ同様といたしておるものでございます。

14 ページでございますが、第 34 条は自己に関する個人情報の利用の停止を請求する権利について定めたものでありまして、収集の制限、利用目的、他の実施機関への提供の制限に違反している場合には、利用の停止、消去、または提供の停止を請求できる旨を定めておるものでございます。

第 35 条から、15 ページにわたりますが、第 39 条にありましては、利用停止等を請求する場合の手続き、実施機関の義務及び措置、または期限等について定めたものでございまして、これにつきましても、開示請求及び訂正請求の場合と同様といたしておるものでございます。

次に 16 ページ、第 40 条にありましては、個人情報の開示決定等に対し、行政不服審査法に基づく不服申し立てがあった場合には、実施機関は個人情報保護・情報公開審査会への諮問をしなければならないことを義務づけをいたしておるものでございます。なお、個人情報保護条例に基づく開示決定及び、後ほどご説明申し上げますが、情報公開条例に基づく開示決定等に対する不服申し立てにつきましても、審査を行う審査会につきましてもは一本化いたしまして、個人情報保護・情報公開審査会を置くこととし、その設置、組織、運営等につきましてもは、一関地区広域行政組合個人情報保護・情報公開審査会条例において定めるものでございます。

次に 17 ページでございますが、第 43 条から第 48 条にありましては、収集、利用及び提供の制限、または情報機器の結合による提供の制限について、実施機関からの諮問に応じ、調査、審議にあたる個人情報保護審査会への設置及び組織、運営等について定めておるものでございます。

18 ページになりますが、第 51 条にありましては実施状況の公表について定めたものであり、個人情報保護制度の適正な運用に資するため、実施状況を公表する旨を定めておるものでございます。

第 53 条から第 56 条にありましては、個人情報の取り扱いについて一定の義務違反を行った者に対しまして罰則を科する旨を定めておるものでございます。

附則でございますが、施行日にありましては、住民への周知及び罰則を定めておりますことから平成 19 年 4 月 1 日としたところでございます。第 2 項にありましては、一関地区広域行政組合の電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例につきましてもは、本条例の施行をもって廃止する旨を定めておるものでございます。

以上が個人情報保護条例となっております。

次に、議案第 3 号の情報公開条例の制定について申し上げます。

本案は、情報公開と個人情報保護が一体の関係であることから、個人情報保護制度との整合を図るため、個人情報、公文書の定義を、一関地区広域行政組合個人情報保護条例と合わせまして、新たに一関地区広域行政組合情報公開条例を定めようとするものでございます。

条例案の主な条項についてご説明を申し上げたいと思います。

第1条につきましては目的を定めたものでございまして、公文書の開示を請求する権利と実施機関の情報公開の責務を明らかにいたしましたものでございます。

第2条にありましては、この条例の用語について定義づけをいたしておりまして、これは先ほど申し上げました個人情報保護条例と同様といたしております。

2ページになりますが、第3条にありましては、実施機関の責務として、公文書の開示に当たりましては、個人情報の保護に最大の配慮をすべき旨を定めたものとなっております。

第4条にありましては公文書の開示を受けた者の責務を定めてございます。

第5条にありましては公文書の開示を請求できる者を定めたものでありまして、何人も開示を請求できる旨を定めてございます。

第6条から、7ページにかかりますが、第17条につきましては、開示請求の手続き、開示義務、開示方法等について定めたものでありますが、個人情報保護条例の規定と同様の考え方といたしておるところでございます。

7ページでございますが、第18条にありましては任意の開示を定めたものでありまして、この条例の適用を受けない公文書、いわゆる統合前の旧組合等で作成、または取得した公文書等について、開示の申し入れがあった場合には、応ずるように努める旨を定めておるものでございます。

8ページ、第19条及び第20条につきましては、公文書の写しの交付を受けようとする者の費用の負担及び開示決定等に対する不服申し立てがなされた場合の、審査会への諮問の義務づけについて定めたものでありますが、個人情報保護条例の規定と同様といたしておるものでございます。

9ページでございますが、第24条にありましては、情報公開制度を利用しやすく、より実効性のあるものにするため、公文書の特定に必要な情報の提供等に努めることを義務づけをいたしておるものでございます。

次に第25条にありましては、個人情報保護条例と同様に、情報公開制度の適正な運用に資するため、実施状況を公表する旨を定めておるものでございます。

第26条にありましては、公文書の開示とあわせまして、情報提供に関する施策の推進を定めたものでありまして、実施機関が自主的にその保有する情報の提供に努める旨を定めておるものでございます。

次に、第27条にありましては、組合が一定割合以上出資している法人及び指定管理者におきましても組合と同様に、その保有または管理する情報の公開に努める旨を定めておるものでございます。

附則の第1項でございますが、施行日にありましては、個人情報保護条例との整合を図る必要がありますことから、平成19年4月1日といたしたところでございます。

10ページの方の、第2項にありましては、一関地区広域行政組合公文書公開条例については、本条例の施行をもって廃止する旨を定めておるものでございます。

第3項にありましては、この条例に基づき公開の対象となる公文書について定めたもので、廃止前の条例の適用を受けることとされている公文書等及び、本条例の施行日以後に実施機関が作成、または取得した文書としております。ただし、これ以前の文書につきましても、先ほど申し上げましたとおり、第18条の任意開示規定を設けまして、開示の申し出に対応することといたしてございます。

以上が情報公開条例でございます。

なお、個人情報保護条例と情報公開条例との関係でございますが、自己の個人情報の開示請求にありましては個人情報保護条例で、それ以外の行政情報の開示請求にありましては情報公開条例により

行うこととなっておりますのでございます。また、自己の個人情報につきましては、開示請求以外に訂正請求、利用停止請求を行うことができるものとなっております。

次に、議案第4号、組合の個人情報保護・情報公開審査会条例の制定について申し上げます。

第1条にありましては審査会の設置について規定をいたしてございまして、開示決定、訂正決定、利用停止決定等につきまして、不服申し立てについて調査、審議する審査会を置くこととするものでございます。

第2条にありましては、諮問実施機関、個人情報公文書の用語の意義を規定をいたしたのとなっております。

第3条にありましては、審査会の組織、委員会を規定いたしまして、審査会委員7名以内とするものでございます。これにありましては、当組合にありましては一関市、平泉町、藤沢町が構成団体となっておりますことから、地域性も考慮いたしまして、所要の委員数といたしたものでございます。

第2項では委員の任期を2年と規定、第3項では委員の欠員の場合の補欠委員の任期を前任委員の残任期と規定をいたしたものでございます。2ページとなりますが、第4項は委員の職務上知り得た秘密の保持を規定をいたしたものでございます。

第4条にありましては会長について規定をいたしてございまして、審査会に委員の互選による会長を置き、会長の会務の総理、会議の議長、会長が欠けた場合の指名委員の職務代理を規定をいたしておるものでございます。

第5条は会議について規定いたしたもので、審査会の会長招集、委員の過半数以上による会議の開催、審査会の議決、また、諮問に対する60日以内の答申について規定をいたしたのとなっております。

第6条は審査会の調査権限について、四つの項目について規定をいたしてございます。

第7条にありましては意見の陳述として、不服申立人に意見を述べる機会の付与、補佐人の出頭について規定をいたしたものでありますし、第8条は不服申立人の意見書、資料が提供できる規定をいたしてございます。

第9条は委員の調査手続き、第10条は提出資料の閲覧について規定をいたしたのとなっております。

次に、第11条で調査審議手続は公開しないとするものとなっております。

第12条は答申した場合の答申書の写しの送付、第13条にありましては審査会の庶務についての規定となっております。

第14条は、この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関する必要事項の定め方について規定をいたしたものでございます。

第15条にありましては罰則を規定いたしたもので、委員が職務上知り得た秘密を漏えいした場合の規定をいたしてございます。

附則にありましては、この条例の施行日にありましては、平成19年4月1日からとするものとなっております。

説明が長くなりましたが、以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げたいと思います。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅原啓祐君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

まず、議案第2号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長(菅原啓祐君) 日程第9、議案第5号から日程第10、議案第6号まで、以上2件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者(坂本紀夫君) 議案第5号、一関地区広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、管理者の事務部局に常時勤務する一般職の職員の定数を、現行の63人から62人以内に改めようとするものであります。

次に、議案第6号、一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により収入役が廃止されることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。なお、議案第6号につきましては事務局長から補足説明いたさせます。

議長(菅原啓祐君) 阿部事務局長。

事務局長(阿部睦君) それでは、議案第6号、組合特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正による収入役について所要の改正をしようとするもので、第1条第1号中、「管理者、副管理者及び収入役」を「管理者及び副管理者」に改めるものでございます。

附則でございますが、第1項は施行期日で、4月1日とするものでございます。第2項は経過措置で、この条例施行の際、現に在職する収入役にありましては、その任期中に限り従前どおりとするもので、以下この場合の改正前の規定の効力について定めたものでございます。以上でございます。

議長(菅原啓祐君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長（菅原啓祐君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

まず、議案第5号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

議 長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

議 長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議 長（菅原啓祐君） 日程第11、議案第7号から日程第12、議案第8号まで、以上2件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 議案第7号、平成19年度一関地区広域行政組合一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を29億652万3,000円と定めようとするものであります。

4ページをお開き願います。

目的別歳出は第1表のとおりで、議会費135万8,000円、総務費3,672万6,000円、衛生費18億8,718万7,000円、公債費9億7,825万2,000円、予備費300万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、2ページとなりますが、分担金及び負担金24億6,034万7,000円、使用料及び手数料2億4,705万5,000円、国庫支出金4,639万4,000円、財産収入4,572万3,000円、寄附金1,000円、繰入金2,307万7,000円、繰越金1,000円、諸収入42万5,000円、組合債8,350万円を見込みました。

5ページをお開き願います。

第2表、地方債につきましては、廃棄物処理施設整備事業について限度額等を定めようとするものであります。また、一時借入金の最高額は1億円といたしました。

次に7ページをお開き願います。

議案第8号、平成19年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険事業に要する経費として、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を98億4,926万4,000円、また、サービス勘定につきましては6,897万6,000円と定めようとするものであります。

10 ページをお開き願います。

事業勘定の目的別歳出は第1表のとおりで、総務費2億6,274万3,000円、保険給付費93億5,071万7,000円、財政安定化基金拠出金979万7,000円、基金積立金409万9,000円、地域支援事業交付金2億1,750万7,000円、公債費130万円、諸支出金210万1,000円、予備費100万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、8ページとなりますが、保険料16億5,657万2,000円、分担金及び負担金14億7,374万1,000円、使用料及び手数料20万円、国庫支出金23億102万円、支払基金交付金29億2,650万7,000円、県支出金14億2,663万3,000円、財産収入410万円、繰入金6,030万7,000円、繰越金1,000円、諸収入18万3,000円を見込みました。

12 ページをお開き願います。

サービス勘定の目的別歳出は、サービス事業費6,847万5,000円、諸支出金1,000円、予備費50万円といたしました。

これを賄う財源といたしましては、11ページとなりますが、サービス収入6,876万2,000円、繰入金1,000円、繰越金1,000円、諸収入21万2,000円を見込みました。

また、一時借入金の最高額は8億円といたしました。

以上、2件につきましては、事務局長から補足説明いたします。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、私の方から、平成19年度一関地区広域行政組合予算につきまして補足説明を申し上げます。

まず一般会計、議案第7号でございますが、予算書の15ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目総務費分担金であります。議会費、総務管理費、監査委員費、公債費の一時借入金利子、予備費に係る経費を分担いただくものでございまして、一関市9分の7、平泉町、藤沢町にありましては各9分の1の分担となっております。2目の衛生費分担金、1節衛生総務費分担金にありましては、衛生総務費に係る経費を分担いただくものでございまして、均等割10%、人口割90%といたしておるところでございます。2節火葬場費分担金、3節ごみ処理費分担金、4節し尿処理費分担金にありましては、それぞれの施設の分担金で、均等割10%、利用割90%となっております。衛生費分担金総額で0.5%、760万8,000円の増を見込んだところでございます。2項の負担金、1目建設事業費負担金にありましては、旧組合の地方債の借り入れ分の負担金であり、統合前の負担割合といたしまして旧東磐環境組合償還分にありましては、人口割、利用割各50%、旧一関地方衛生組合償還分にありましては、人口割による負担金となっております。2節ごみ処理費分担金にありましては、人口割による負担金となっております。

16ページの方をお開き願いたいと思います。

2款1項2目の火葬場使用料であります。1節約山斎苑使用料は延べ1,138件、2節千厩斎苑にありましては延べ993件を見込んだところでございます。2款2項2目ごみ処理手数料、1節一関清掃センター手数料にありましては事業系一般廃棄物7,098トン、あわせ産廃分712トン、粗大ごみ収集分4,000個、持ち込み分644トンを見込み、17ページになりますが、2節の大東清掃センター手数料にありましては、家庭系一般廃棄物、持ち込み分合わせまして124トン、事業系一般廃棄物2,850トン、粗大ごみ収集分4,000個、持ち込み分170トンを見込んだところでございます。3目し尿処理手数料、1節一関清掃センター手数料にありましては6万3,000キロリットル、2節の川崎清掃センター手数料にありましては3万3,750キロリットルをそれぞれ見込んだところでございます。

3款1項1目衛生費国庫補助金、1節循環型社会形成交付金は、大東清掃センターに係ります。旧

焼却施設解体等に係ります3分の1の交付金となっておりますのでございます。

4款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入にありましては、伝染病隔離病舎の岩手県への貸し付け、電力柱、電話柱等の敷地貸付収入となっておりますのでございます。2節利子及び配当金にありましては、財政調整基金等の利子を見込んだものとなっております。

次に18ページの方になります。

4款2項2目の物品売払収入にありましては、アルミ等の資源物でありますとか再生品の売上代金となっておりますのでございます。

6款1項1目財政調整基金繰入金にありましては、財源調整のため基金を取り崩し繰り入れをしようとするもので、平成19年度末の財政調整基金残高にありましては2,020万円ほどとなるのでございます。

19ページの8款2項3目雑入にありましては、各施設に設置している自動販売機の電気料等となっておりますのでございます。

9款1項1目衛生債にありましては、大東清掃センター旧焼却施設解体等に係ります地方債で、対象事業費の90%を見込んだところとなっておりますのでございます。

次に歳出について申し上げます。

20ページの方をお開き願いたいと思います。

1款1項1目組合議会費、説明欄記載のとおりであります。議員報酬18名分のほか、その他一般事務費にありましては、議会出席費用弁償、交際費、消耗品等の需用費となっております。

2款1項1目の総務管理費にありましては、説明欄の一番上の個人情報保護審議会委員、二つ目の個人情報保護・情報公開審査会委員にありましては、それぞれ7名の報酬となっております。一般管理費のその他経費にありましては、旅費、交際費、需用費、積立金等となっております。2款2項1目監査委員費にありましては監査委員報酬、監査委員事務局に係る事務経費となっております。

次に、3款1項1目衛生総務費であります。説明欄の事務事業別予算で申し上げます。

22ページの方をお開き願いたいと思います。その中の環境教育費、リサイクル講習会開催費でございますが、これは5名の講師をお願いをいたしまして、リサイクルの講習会開催を予定いたすものでございます。廃棄物処理対策費、廃棄物処理懇話会委員報酬12名分でございますが、これは資源を有効利用し、ごみ減量化、また昨今議論されております家庭系一般廃棄物の有料化等につきまして各般のご意見をいただき、今後のごみ処理について懇話会を開催しようとするものでございます。

次に23ページになりますが、3款2項の火葬場管理費、1目釣山斎苑管理費、施設管理委託料にありましては、施設運転管理委託料等16業務の委託料でございまして、工事請負費にありましては屋上防水工事、施設補修工事の予定をいたしておるものでございます。2目の千厩斎苑管理費にありましては、現在職員1名と委託業者によりまして管理、運営をいたしておりますが、議決をいただいたあと諸手続きを経まして全面委託をしようとするものでございまして、施設管理委託料にありましては、ただいま申し上げました施設管理運転の経費を含めまして14の業務委託料となっております。工事請負費にありましては火葬炉の補修工事等を予定いたすものでございます。

3款3項1目一関清掃センター費であります。24ページの方になりますが、13節委託料にありましては、ごみ焼却施設の施設運転業務、リサイクルプラザの手選別等業務、ごみ収集業務等の34の業務委託料となっております。15節の工事請負費にありましては、焼却施設の定期補修、排ガス処理施設定期補修、リサイクルプラザにありましては、プラント機器整備、破碎機整備に係る工事請負費を見込んでおるところでございます。

次に 25 ページとなりますが、2 目の大東清掃センター費の 13 節委託料にありましては、ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設に係る施設運転業務、環境測定業務、ごみ収集業務等 27 業務の委託料となっております。15 節の工事請負費にありましては、吸着塔のろ布交換、耐火物の補修、破砕機補修等の工事請負費を見込んだところとなっております。3 目の舞川清掃センター費、4 目花泉清掃センター費、5 目の東山清掃センター費にありましては埋立処分地でございます、その管理、運営経費となっております。

26 ページになりますが、6 目ごみ処理施設整備費にありましては、平成 18 年度から平成 20 年度の 3 カ年継続事業としております大東清掃センターの旧焼却施設の解体、ストックヤード建設に係る平成 19 年度事業費でございます、予定といたしますと、10 月までに施設の解体を行いまして、その後ストックヤードの建設、外構工事の工程で進めるものとなっております。

次に 3 款 4 項 1 目一関清掃センター費にありましては、第 1、第 2 と二つのし尿処理施設の管理運営経費でございます、11 節需用費にありましては処理薬品等消耗品 2,487 万 3,000 円、電気料の光熱水費 4,429 万 9,000 円、修繕料 1,458 万 5,000 円等となっております、13 節委託料にありましては、清掃、リサイクル処理に係る委託料でございます。15 節工事請負費にありましては、ばっ気槽のポンプの交換、沈殿槽の防食補修工事等の請負工事費を見込んでいるところとなっております。

次に 27 ページになりますが、2 目の川崎清掃センター費、11 節需用費にありましては処理薬品等消耗品費が 1,982 万 7,000 円、電気料の光熱水費 2,023 万 8,000 円、修繕料 326 万円等となっております。13 節の委託料にありましては、施設管理、環境測定等の委託料であります。15 節工事請負費にありましては、破砕ポンプ、前処理機の補修等の工事請負費を見込んだところとなっております。

4 款 1 項 1 目の元金にありましては、ごみ、し尿、火葬、最終処分場整備のため借り入れをいたしました地方債の償還金となっております、平成 19 年度末の未償還元金にありましては 42 億 2,225 万 4,000 円の見込みとなります。なお、詳細にありましては、37 ページの方に、地方債の現在高に関する調書として記載をいたしておりますので、お目通しをお願いを申し上げます。

続きまして、介護保険特別会計事業勘定予算につきまして申し上げます。

41 ページの方をお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございますが、1 款 1 項 1 目 1 節現年度分特別徴収保険料にありましては被保険者 3 万 6,900 人分、2 節現年度分普通徴収保険料にありましては 4,100 人分を見込んだところでございます。

2 款 1 項 1 目構成市町分担金にありましては、保険給付に係る経費、地域支援事業費、その他経費として高齢者人口、給付割、均等割の基礎数値により構成市町より負担をいただくものとなっております。

42 ページの方をお開き願いたいと思います。

4 款 1 項 1 目 1 節の介護給付費負担金の現年度分でございますが、在宅系にありましては保険給付費の 20%、施設系にありましては 15%を見込んだところでございます。4 款 2 項 1 目の調整交付金にありましては、標準保険給付費に対する財源調整のため国からの交付金となっております、2 目の介護予防事業費交付金にありましては事業費の 25%、3 目包括的支援等事業費にありましては事業費の 40.5%をそれぞれ見込んだところとなっております。

5 款 1 項 1 目の介護給付費交付金にありましては保険給付費の 31%、2 目介護予防事業費交付金にありましては事業費の 31%を見込んだところでございます。

43 ページの方になりますが、6 款 1 項 1 目介護給付費負担金にありましては県負担金分となつてご

ざいまして、保険給付費の在宅系が 12.5%、施設系 17.5%を見込んだところでございます。6 款 3 項 1 目介護予防事業費交付金にありましては事業費の 12.5%、2 目の包括的支援等事業費交付金にありましては事業費の 20.25%をそれぞれ見込んだところとなっております。

7 款 1 項 1 目の利子及び配当金にありましては、介護給付費の準備基金、高額介護サービス貸付基金の利息を見込んだところとなっております。

44 ページをお開き願いたいと思います。

8 款 1 項 1 目の介護給付費準備基金繰入金にありましては、財源調整のため介護保険給付費等に基金を取り崩しまして、繰り入れしようとするものでございます。介護給付費の準備基金の平成 19 年度末の残高にありましては、4 億 7,630 万円ほどの予定となっております。

次に歳出であります、46 ページとなります。

1 款 1 項 1 目の総務管理費であります、説明欄の一番上の介護保険運営協議会委員報酬にありましては 15 人の委員分となっております、4 回の協議会の開催を見込んだところでございます。説明欄の 8 行目あたりに、派遣職員負担金にありましては平泉町からの職員 1 人分の人件費となっております。一番下の方にその他経費がございますが、介護保険事業の講師謝礼の報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、研修等の際の参加負担金となっております。

1 款 2 項 1 目の賦課徴収費にありましては、介護保険料納付書の印刷等々の経費となっております。

47 ページになりますが、1 款 3 項 1 目認定審査費にありましては、説明欄、介護認定審査会委員報酬 75 人分、これにありましては年間 232 回の審査会を見込んだところでございます。介護認定調査員報酬にありましては 10 人分、介護相談員報酬にありましては 3 人分の報酬となっております。

主治医意見書作成手数料にありましては 8,900 件を見込んだものでございます。認定調査委託料にありましては、認定調査を民間に委託するという事で 4,200 件ほど見込んだところとなっております。

2 款 1 項 1 目の介護サービス費にありましては要介護者に対する給付分、2 目の介護予防サービス費にありましては要支援者に対します給付分となっております。3 目の審査支払手数料にありましては岩手県国民健康保険団体連合会への審査委託料で、月平均で 1 万 2,736 件ほど、年間でありまして 15 万 2,800 件ほど見込んだところでございます。4 目の高額介護等サービス費にありましては、利用者負担額が一定額を超えた場合、給付する分となっております。48 ページとなりますが、5 目の特定入所者介護サービス費にありましては、食費、居住費について、所得に応じて負担額を超えた場合に対する給付となっております、低所得者対策分となっております。

3 款 1 項 1 目の財政安定化基金拠出金にありましては、県に設置しております財政安定化基金への拠出金となっております、標準給付費の 0.1%相当額となっております。

4 款 1 項 1 目の基金積立金にありましては、介護給付準備基金積立金で準備基金の利子を積み立てしようとするものとなっております。

次に 5 款 1 項 1 目の交付金事業にありましては、介護予防事業として構成市町へ委託をいたしまして、運動機能向上、栄養改善、口腔機能等の向上事業等を予定いたしておるものでございます。5 款 2 項 1 目の交付金事業費にありましては、西部、東部包括支援センターに係る経費でございます、説明欄、包括的支援事業費の高齢者実態把握事業委託料にありましては、高齢者の把握等を在宅介護支援センターに委託するものでございまして、3 万 3,800 件ほど見込んだところとなっております。任意委託事業費にありましては、介護予防事業といたしまして構成市町に委託をいたしまして、介護予防教室、介護用品の支給、介護者交流会などを予定いたすものとなっております。

業費にありましては、電算システムの賃借料、車両のリースを見込んだものとなっております。

50 ページになりますが、7 款 1 項 1 目の諸支出金にありましては、過年度分の保険料の還付金 600 件を見込んだところとなっております。

次に、介護保険の特別会計のサービス勘定となります。

60 ページをお開きを願いたいと思います。

包括支援センターで計画いたしております予防給付に係るサービス事業でございまして、ケアプラン作成に係る経費となっております。

まず歳入であります、1 款 1 項 1 目の介護予防サービス計画費の収入であります、介護予防支援計画 1 万 6,900 件ほど見込んだところとなっております。

次に歳出であります、61 ページとなっております。説明欄の介護予防支援員報酬は 16 人分を予定いたしまして、ケアプランの作成業務にあたることといたしてございます。介護支援プラン作成委託料にありましては、包括支援センターにおいて直営で計画いたす分のほか、管内の居宅支援事業所に介護支援計画の作成を委託するものでございまして、8,700 件ほど見込んだものとなっております。

長くなりましたが、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

議 長（菅原啓祐君） 議案第 7 号、第 8 号に対する質疑は、再開後に行います。

午前の審議は以上といたします。

休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 1 時 4 3 分

再開 午後 1 時 0 0 分

議 長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

1 1 番、鈴木英一君。

1 1 番（鈴木英一君） 介護保険の予算、42 ページのところでお聞きしたいと思います。42 ページのところの 4 款国庫補助金の調整交付金のとらえ方についてお聞きしたいというふうに思います。これは、後期高齢者の割合とか第 1 号被保険者の所得構成の実態によって調整交付金の率が違っているということで、本市の場合は、概要説明のところその構成割合が 6.2%というふうに一応なっておりますが、そうすると全国の平均的な市町村であれば、調整交付金は大体 5%というふうな範囲内に入るかと思うんですが、そういう意味で 6.2%というのは、後期高齢者の比率が高く所得水準が低い市町村の方向に向かっているというふうに受けとめられるわけですが、その辺の実態を説明していただきたいというふうに思います。そのことによって調整される交付金が市の実態に、6.2%というのは階層からすれば後期高齢者の割合がどの位置にいて 6.2 とはじき出されるものか、その辺をちょっと知りたいわけですので説明をお願いしたいと思います。

保険料の段階設定という、それが一応見直しをされるということで国の制度の中であるわけです。そこで、第 1 段階から第 3 段階までの間というのは、いわゆる低所得者層の段階になるわけですが、それが本市の介護保険の場合、どういう実態になるかということの区分をお聞きしたいと思います。

そういう区分によって、さっきの調整交付金と、段階設定でも同じように、低所得者層が多いということに大体なるかと思うんですが、その場合、本市での年間所得 80 万円以下の所得の方々の高齢者の扱いはどうなっているのかという点、生活保護基準以下になるわけですが、そういう場合にはどう

なっているかということと、どうしようとしているか、いわゆる減免措置をとって、そういう方々には保険料をとらない、また減ずるという方針をとっている市町村が多くなってきていますが、管理者として、そういう全くの低所得者に対する減免措置等は考えておるのかおらないのか、それを含めてお聞きしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、まず調整交付金についてのお話があったところでございますが、お話のとおり調整交付金にありましては、介護保険税制の調整として被保険者の年齢階層、所得の分布状況を考慮いたしまして、国から保険給付費の、基本的には5%という形で交付されるものでございます。当組合にありましては、年齢階層、所得分の状況等によりまして、見込みといたしましては6.2%というふうな形で見込んでおるところでございます。その際の調整交付金の算定の基礎となるのが75歳以上の後期高齢者の割合ということになっておるわけでございます。これを平成18年12月末現在で申し上げますと、65歳以上の高齢者数にありましては4万963人となってございます。これに対しまして後期高齢者、75歳以上になります。これにありましては2万1,417人となっております。この全高齢者に対しまして後期高齢者の2万1,417人の割合を申し上げますと、52.3%となっております。

次に、第1号被保険者の所得構成の状況というお話があったわけでございますが、これは所得段階別の被保険者数となりますけれども、平成18年4月1日現在で第1段階の方が447人、第2段階の方が6,584人、第3段階の方が3,873人、第4段階の方が1万9,705人、第5段階の方が7,230人、第6段階にありましては2,816人となっております。合計で4万655人となっております。

そこで、第4段階の方が多いわけでございます。この第4段階の方が半数近い48.5%を占めておる状況となっております。

所得段階別の保険料の見直しによりまして、第1段階から第7段階まで区分がございますが、当組合の状況でございますが、平成18年度の改正介護保険法におきまして保険料の弾力化の設定が認められてございます。そこで、保険者の判断によりまして新たな段階を設定いたしたり、また基準額に対する標準割合を設定することができるということになったわけでございます。当組合におきましては統合協議を経まして、介護保険条例によりまして第6段階といたしたものでございます。

最後の方に年間所得80万円以下の生活保護基準以下の高齢者の取り扱いというお話があったわけでございますが、第1段階の方で生活保護の対象につきまして、生活扶助の介護保険料の加算の制度がございます。2月末時点で申し上げますと、402人が該当をいたしております。第2段階の方で、年間の収入額が120万円以下で、資産を活用いたしましても生活が困窮しているという状態にある場合につきましては、介護保険条例の施行規則におきまして第1段階の額で納付をいただいているという減免規程を設けてございまして、これにありましては17人が該当をいたしてございます。介護保険料の納付につきましては、制度改正によりまして、より複数に区分されてございます。負担能力に応じまして納めていただいているという現状となっております。

調整交付金の全国平均の高齢者の率というお話がございました。全国平均で20%となっております。当組合にありましては28.5%というような状況でございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） そこで、今の説明のように保護基準以下、扶助加算ということでもらっている方々、120万円以下、これも保護基準以下だと思うんですが、それが17人もいるということで、こういう低

所得者に対して管理者としては今後どういう施策を考えるのか、組合独自にやっぱり減免制度等を設けて、こういう低所得者にはそれなりの手厚い支援が必要だというふうに思うんですが、第2段階の人が第1段階のところで通るからそれでいいんだということだけでは、私は済まないのではないかと、いうふうに常々考えています。というのは、保護基準以下の収入しかないわけですから、それなりの支援をとるということがひとつ、うんと大事なことですし、それともう一つあわせて、先ほどの神崎議員の質問等にもありましたけれども、こういう低い保護基準以下の所得しかない中でそういう人たちが介護度4、5となって、本当に必要な施設に入りたくても入れないというふうになったら、ますます大変な状況になるだろうし、そういうときに、どういう状態になったら組合は手を差しのべるのかという疑問がそこで出てきます。ですから、私は、こういう方々のためにも広域行政組合の管理者として、この介護保険を運営する立場として、どう支援をしていくかという姿勢を明らかにすべきだというふうに思いますので、管理者の見解をお聞きしておきたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 低所得の人々に対してといったようなことで、いろいろとまたご心配いただいているようでありますけれども、この介護保険料につきましては、平成18年度の介護保険制度の改正によりまして、平成17年度以前の第5段階から第6段階に段階が増えておりまして、広く、そして薄く、所得の状況により納付されているといったようなところでございますが、また組合としても、生活が大変な方々、ただいまもお話がありましたが、その方々につきましては減免規定を設けて対応しているわけでありまして、今後も皆様方からのご理解をいただきながら、制度の安定的な運営に努めてまいらなければならないと、このように考えております。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 一般的なそういう答えしか返ってこないのは残念なんですけど、やっぱりできるだけ安定した制度として運営するためにも、入りたいときに、本来は保険かけているわけですから、一般の人たちは介護保険料を納めて、保険の考え方からすれば、保険を納めて必要なときに受けられるというのが介護保険の本来の目的なわけですね。ところが、介護保険料は低い所得の中からでもちゃんと納めて、それなりにきちんとやっているのに、先ほどの議論もありましたが、本当に施設に入りたい、お世話になりたいというときに入れない、利用できないという現実があるわけです。そこを考えたときにどうするのか、本当に私は、施設を、例えば増設するなり、もう一つは今、特養ホームをつくるのに、いわゆる個室型の施設をつくるのがほとんどですね。ところが、そうすると今度は利用料が高くて入れないと、ですから、そういうことを考えたときに、私は、昔からやっているように、多床室で4人なり5人の部屋をつくって、安く使えるような施設をつくって、介護が必要になったときに利用できる、そういう方向で考えるべきだというふうに私は思うんですが、市長は管理者としてその辺をどう考えておられるか、最後に伺います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） まず、施設入所について申し上げますが、家庭で介護をされている方、または他の施設とか病院等で入院されている方いらっしゃるわけでございますが、冒頭私も申し上げましたが、計画の中では現在361人ほどの待機者がおる状況でございます。第3期の計画の中でも、いずれグループホームでありますとか小規模の多機能型の居宅介護施設、または特別養護老人ホームの建設の計画をいたしておるところでございます。ただ、実際、申し上げましたとおり、まだ計画までは至っておらない状況となっておりますことから、今後、施設の事業参入につきまして、機会をとらえながら働きかけを申し上げまして、なるべく待機者の解消に今後努めてまいりたいと思っております。い

ずれ、第3期におきましては、その計画に基づきました施設の推進を図っていききたいと考えておりますし、またサービス関係につきましては、いずれ現在進行中の第3期計画でございますので、今後の状況等を見ながら第4期計画に反映してまいりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 鈴木英一君の質疑を終わります。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

まず、議案第7号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長（菅原啓祐君） 日程第13、議案第9号から日程第14、議案第10号まで、以上2件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 議案第9号、平成18年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、小規模ストックヤード施設等整備工事等の金額が確定いたしましたことから、大東清掃センター廃棄物処理施設整備事業費の減額補正をしようとするものであります。

歳入歳出予算から711万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を30億3,749万9,000円と定めようとするものであります。目的別歳出は第1表のとおりで、衛生費711万8,000円を減額いたしました。歳入といたしましては、上段に記載してありますが、国庫支出金257万2,000円、基金繰入金434万6,000円、組合債20万円を減額いたしました。

続きまして、第2表、継続費補正につきましては、大東清掃センター廃棄物処理施設整備事業について、継続費の総額を1億621万円減額し、2億6,392万円とし、それぞれ年割額を補正しようとするものであります。

第3表、地方債補正につきましては、廃棄物処理施設整備事業について、限度額を20万円減額し、3,400万円にしようとするものであります。

次に、議案第10号、平成18年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険電算システム改修事業を行うため、所要の補正をしようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算に 534 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 109 億 1,448 万 9,000 円と定めようとするものであります。目的別歳出は第 1 表のとおりで、総務費 519 万 4,000 円、基金積立金 14 万 7,000 円を増額いたしました。これを賄う財源といたしましては、上段になりますが、県支出金 424 万 1,000 円、財産収入 14 万 7,000 円、繰入金 95 万 3,000 円を見込みました。

続きまして、第 2 表繰越明許費につきましては、介護保険電算システム改修事業について、後期高齢者医療制度と連携して実施する必要があることから、平成 19 年度に実施しようとするものであります。

以上、2 件につきましては、事務局長から補足説明いたさせます。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、補正予算につきまして、補足説明を申し上げます。

議案第 9 号、一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

補正予算書の 11 ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳出でございますが、3 款 3 項 6 目ごみ処理施設整備費で大東清掃センターの旧廃棄物処理施設について、委託料の確定、また入札により工事請負費が確定いたしましたことから、所要の補正をしようとするものでございます。説明欄にありますように、実施設計委託料、工事施工監理業務委託料、施設整備工事費について減額するものでございます。事務費にありましては、旅費、消耗品の需用費について減額しようとするものでございます。これに伴う歳入につきましては、10 ページとなっておりますが、3 款 1 項 1 目の衛生費国庫補助金を 257 万 2,000 円減額しようとするものでございます。また、6 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金にありましては、事業費の減により繰入額につきまして 434 万 6,000 円を減額しようとするものでございます。8 款 1 項 1 目の衛生債にありましては、事業費の確定により廃棄物処理施設整備事業債を減額しようとするものでございます。

次に、議案第 10 号の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

17 ページの方をお開き願いたいと思います。

1 款 1 項 1 目の総務管理費、13 節委託料であります。平成 18 年の 6 月に後期高齢者の医療の確保に関する法律が制定され、75 歳以上の後期高齢者全員が加入いたします公的医療制度として、平成 20 年度から新たな保健医療制度がスタートすることとされたところであります。この医療制度にありましては、保険料にありましては、加入者から市町村が徴収いたしまして、財政運営にありましては、都道府県単位の広域連合が行うとされてございます。この制度に移行するに当たりまして、65 歳以上の国民健康保険加入者、75 歳以上の後期高齢者の医療制度の被保険者の保険料と合わせまして介護保険料を徴収するため、国民健康保険担当部署、医療広域連合、年金保険者とのデータの送受信を円滑に行うことから、介護保険の電算システムの改修が必要ということから、国の補助を受けましてシステム改修を行おうとするものでございます。金額にありましては 519 万 4,000 円の委託料を見込んだところとなっております。

次に 4 款 1 項 1 目の基金積立金にありましては、介護給付費準備基金積立金でございますが、利子分を積み立てしようとするものでございまして、この積み立てによりまして、平成 18 年の末の準備基金の残高にありましては 5 億 3,260 万ほどとなっております。

次に、5 款 2 項 2 目の一般事務費にありましては、地域包括支援センターのシステム導入に係る補助が確定いたしましたことから、財源振りかえしようとするものでございます。

また、歳出を賄う財源にありましては、16 ページの方になってございますが、6 款 3 項 3 目 2 節の

介護保険事業費補助金、説明欄の介護保険制度改正システム改修事業分、医療保険制度改修システム改修事業分が後期高齢者医療制度に伴う補助金となっております。

8款3項1目の財政調整基金繰入金にありましては、介護保険制度の制度改正に伴いますシステムの改修事業、地域包括支援センターシステムの導入等に係る補助残につきまして、財源調整のため基金より繰り入れをしようとするものでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

まず、議案第9号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（菅原啓祐君） 以上で議事日程の全部を議了いたしました。

第4回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は会期を本日1日間とし、平成19年度一般会計、特別会計予算、条例の制定並びに一部改正、平成18年度一般会計、特別会計予算など10件の審議を行ったところでありますが、終始真剣な審議によりすべて議決、決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位のご協力と、浅井管理者をはじめ職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

施政方針に対する質疑並びに議案審議を通して議員から開陳されました意見等については、今後の広域行政組合運営において配慮され、組合行政各般にわたりその向上が期されるよう一層の熱意と努力を払うことを念願するものであります。

広域行政組合の設立から1年を経過しようとしておりますが、衛生関係事業にありましては、ごみの分別方法等の統一化や管理運営、粗大ごみの収集事業、ごみ処理拡大事業広域化の検討、また介護保険事業にありましては要介護認定者の増加による保険給付費の増嵩など、広域行政組合を取り巻く課題は山積している状況にありますが、構成市町民の福祉増進のため、今後さらに広域行政組合当局と一体となり努力してまいりたいと考えております。なお、畠山藤沢町長さんには、新たに町政を担われ、広域行政組合の副管理者としてご就任いただきましたことに対し、改めてお祝いを申し上げる次第であります。

終わりに、今議会の運営にご協力を賜りました議員各位、管理者をはじめ職員の皆様に厚く感謝を申し上げまして今定例会閉会に当たってのあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

議 長（菅原啓祐君） これをもって第4回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。
ご苦勞様でした。

午後1時33分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長

一関地区広域行政組合議会議員

一関地区広域行政組合議会議員